

勝ち残るために企業磨きの視点の活用を!

現内閣によるアベノミクスの大胆な経済政策により、昨年は株価上昇やデフレ脱却の兆しが見えるなど、足元の経済環境の改善が図られつつありますが、一方で、少子高齢化に代表されるような世代交代の時期にあります。

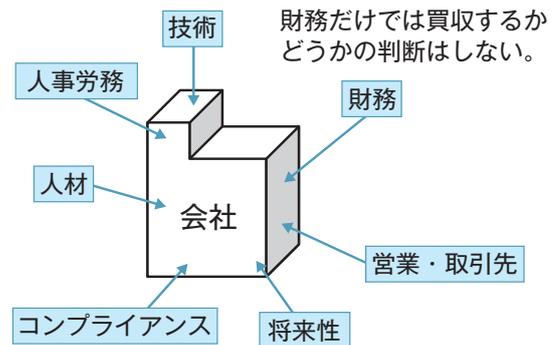
現経営者の平均年齢が60歳に達しようとしている状況であることは、様々な統計で明らかにされているところであり、この経営者の世代交代、いわゆる事業承継という経営課題とどのように向き合うかが、国内企業における深刻な課題でもあります。

特に、少子高齢化による国内市場の縮小が長期的には懸念されることから、これからの国内企業には一般的に言われる「事業承継対策（自社株の後継者への移転対策・現経営者の相続対策）」だけでなく、「会社が勝ち残っていくために必要な戦略の策定とその実行」にも着目していかなければなりません。

「会社が勝ち残っていくために必要な戦略」を構築するにあたり、はじめに取り組まなければならないのは「適切な現状認識」です。会社の現状を客観的に捉えることで、様々な課題が浮き彫りになりますが、自社を客観的に捉えることは決して容易ではないことから、我々は「企業磨きの視点」を参考にして評価することで、現状認識を効率良く進めることが可能になります。

「企業磨きの視点」とは、「M&Aの買手企業の視点」を参考に自社を客観的に評価するためのアプローチ手法をいいます。最近、後継者不在企業に対する事業承継対策として、国内の中堅・中小企業のM&Aが一般化しつつありますが、M&Aで成約する会社とは、業界を問わず買手企業にとって売手企業が魅力ある会社であることが必要であり、買手企業の視点で自社を評価することで、魅力ある会社づくりのキーワードを抽出でき、後

継者が「買いたい」、「継ぎたい」と思える会社づくりにも活用が可能です。



では、買手企業はどのような視点で、買収企業選定を行っているのでしょうか。

買手企業は、売手企業の主に次の点に着目し、会社のヒト・モノ・カネの構造がどのように造られているか、投資することによってどのような効果が期待できるかを、十分に検証した上で投資判断を実施していると考えられています。

よって、これらの構成を社内にある次に代表されるような資料や客観的事実に基づいて検討することで現状認識を深め、「会社の強みと弱み」といった内部環境、「競業企業の状況」といった外部環境、更には会社の目指す将来像を明確にし、それを実現するための戦略の策定と実行を行うことが、真の勝ち残り実現につながるのです。

【企業磨きの視点の一例】

株主名簿	株主が確定しているか？ 社長がコントロールできる構成か？
償却資産台帳	承継した後の設備投資費用はどれくらいかかるのか？
事業計画書	承継した後の業績見通しは？ 今まで計画的な経営がなされてきたか？
組織図	適正配置がなされているか？ 人員は適切か？
従業員名簿	年齢構成は？ 平均年齢は？ 10年後に想定される退職者数は？
販売内訳表	経営判断の材料となる適切なデータが出ているか？ または出る仕組みが構築されているか？

(みらいコンサルティンググループ)

復興特別法人税の前倒し廃止について

平成26年度税制改正法案が平成26年3月20日に参議院本会議で可決され成立し、3月31日に公布されました。今回は特に注目を集めている「復興特別法人税の廃止」について、経緯とその概要をご紹介します。

◆復興特別法人税の導入の経緯

東日本大震災からの復興施策に係る財源を確保するための税制として、平成23年11月に「復興財源確保法」が成立し、付加税方式による復興特別法人税と復興特別所得税が導入されました。

復興特別所得税は、個人が納める所得税額に2.1%が上乗せされ、平成25年1月から平成49年12月までの25年間課税されるものです。

復興特別法人税は、法人が納める法人税額に10%が上乗せされ、平成24年4月1日以後開始事業年度から3年間課税されるものでした。

ります。さらに来年度以降、欧州主要国のなかで法人税率の引下げの動きの活発化が予想されていることから、外国企業の誘致を進めるためにも法人税率の引下げを求める声が多かったと言われています。

しかしながら、法人税を納めている企業が約3割程度にとどまっており、法人税率を引下げても直ちに効果が得られないという意見もありました。そこで、もともと3年という時限制約のある復興特別法人税のみを先行して引下げることにされました。

◆復興特別法人税の廃止の経緯

アベノミクスで謳われている成長戦略を強化する経済対策として、企業の設備投資促進やベンチャー投資促進などがありますが、なかでも法人税率の引下げが企業の税負担を軽減して賃上げや雇用の拡大につながるとされています。また、日本の法人税実効税率は38%程度と、米国の約41%に比べると低いものの欧州主要国の約30%前後に比べると依然高い水準にあ

◆復興特別法人税の廃止の概要

復興特別法人税の廃止により、法人税額に対する10%上乗せ部分がなくなることになります。具体的には、平成26年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税率が25.5%に引下げられます（法人税率の推移は下表の通りです）。

なお、個人の復興特別所得税は予定通り25年間続くことになっています。

	平成24年4月1日～平成26年3月31日までに開始する事業年度 (復興特別法人税を含む)		平成26年4月1日以後に開始する事業年度 (復興特別法人税の廃止後)	
大法人 (資本金1億円超の法人)	28.05%		25.5%	
中小法人等 (資本金1億円以下の法人)	課税所得金額のうち 年800万円超の部分 28.05%	課税所得金額のうち 年800万円以下 16.5%	課税所得金額のうち 年800万円超の部分 25.5%	課税所得金額のうち 年800万円以下 15% (平成27年4月1日以後 は19%)

(みらいコンサルティンググループ)